

Business News

第201号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、「時間外・休日労働に関する協定（いわゆる 36 協定）の留意点」について、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

36 協定の留意点（第2回：時間外労働の限度基準）

労働基準法 36 条に基づき、労使間で協定（36 協定）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出ること、使用者は労働者に時間外労働、休日労働をさせることができます（ビジネスニュース第 200 号参照）。ただし、法定の労働時間を超えて延長できる労働時間について、限度が決められています。第2回は、36 協定における時間外労働の限度基準について解説します。

1. 36 協定で定める延長時間の限度基準

36 協定の締結により可能となる延長時間は、36 協定で定めた一定期間（1 日を超え 3 か月以内の期間及び 1 年間）について以下の限度時間を超えないものとします。

	期間	1週間	2週間	4週間	1か月	2か月	3か月	1年間
限度時間	一般の労働者	15 時間	27 時間	43 時間	45 時間	81 時間	120 時間	360 時間
	1 年単位の変形労働時間制(※)	14 時間	25 時間	40 時間	42 時間	75 時間	110 時間	320 時間

(※)対象期間が 3 か月を超える 1 年単位の変形労働時間制の適用労働者

労働時間の管理については、タイムカードや IC カード等による打刻、パソコンのログ管理など客観的な記録を基礎として、確認、記録するなどの方法が望ましいとされています。

業務の繁忙等で、どうしても臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わせなければならない状況が生じる場合には、「特別条項」を定めることができます。特別条項については第3回で解説します。

2. 限度基準の適用除外

次に掲げる事業または業務については、1. の限度基準は適用されません（ただし、(4)については、1 年間の限度時間は適用されます）。

- (1) 工作物の建設等の事業(*1)
- (2) 自動車の運転の業務(*2)
- (3) 新技術、新商品等の研究開発の業務
- (4) その他、厚生労働省労働基準局長が指定する事業または業務

(*1) 工作物の建設等の事業について

事業自体が適用除外されています。つまり、建設業に属する事業では管理部門のある本社や営業拠点の支店等も含めて、時間外労働の限度基準は適用されません。ただし、法定労働時間を超えて労働させる場合には 36 協定の締結・届出は必要です。なお、延長時間について法令での直接的な上限はありませんが、健康障害発症リスクが高いとされている長時間にわたる延長時間（1 か月におおむね 100 時間、2～6 か月平均して 1 か月当たり 80 時間を超える時間外労働・休日労働）を設定した場合、労働基準監督署から指摘、指導を受ける可能性があります。そのため、健康管理の面を考慮した延長時間を設定する必要があります。

(*2) 自動車の運転の業務について

自動車の運転の業務に従事する者（トラック、バス、タクシー等の運転手）が適用除外されています。つまり、運送業では該当業務に従事しない管理部門等の従業員については、原則どおり時間外労働の限度基準が適用されます。また、製造業、流通業など運送業以外の業種でも、自動車の運転の業務に従事する者は適用除外となります。なお、自動車の運転の業務は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」において、拘束時間等の基準が定められており、例えばトラック運転手では 1 か月の拘束時間は原則として 293 時間が限度です。この改善基準告示を遵守した延長時間を設定する必要があります。

※第3回は「特別条項付 36 協定」について取り上げる予定です。

（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）